

令和3年八千代市農業委員会

第2回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和3年八千代市農業委員会第2回総会議事日程

- 開催日時 令和3年2月8日(月)午後1時30分～午後2時11分
開催場所 八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1 議事録署名人の選任
日程第2 議案上程(議案第1号～第3号, 報告第1号～第3号)
日程第3 議案審議及び採決

◆議 題

- 議案第1号 農地法第4条の件(県許可分)
議案第2号 農地法第3条の件
議案第3号 農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号 会長決裁事項の報告
農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号 事務局長専決事項の報告
農地法第4条届出書の件
報告第3号 事務局長専決事項の報告
農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (13名)

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 市川和彦 | 2 黒崎玲子 | 3 島村隼人 |
| 5 安原清 | 6 將司実 | 7 加茂太郎 |
| 8 佐藤孝之 | 9 花島淳 | 10 立石勝則 |
| 11 稲垣哲也 | 12 間野恵一 | 13 齋藤孝一 |
| 14 小名木伸雄 | | |

(欠席委員: 4 鈴木正範)

◆出席農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止対策により招集なし

◆事務局 (4名)

局長 村田 順儀 次長 石原 雄二 主事 樽見 侑樹
主事 柳田 惇

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から一点申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策として、委員の感染及び蔓延防止を図るため、本日は農業委員のみの招集としましたことをご承知ください。ただし、黒澤推進委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第29条の規定により出席しておりますので、ご了承願います。</p> <p>なお、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、</p> <p>農業委員は14名中、13名であり、農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第2回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>2番 黒崎委員，3番 島村委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配布してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 農地法第4条の件，県許可分，1番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p>

議長	<p>【1番 申請人入室】</p> <p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件は、1月29日、地区担当の花島委員、長岡推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。萱田権現下の畑2筆の一部で飯綱神社の北東約150メートルに位置しています。土地利用計画図は次の2ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請人の農機具等を置くため、倉庫及び農機具置場を設置したいとするものです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず萱田2691については、農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタール以上あり、第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地は原則転用不許可となりますが、農業用施設などの農業振興に資する施設の場合には例外的に許可できるとされています。</p> <p>次に萱田2692については、農用地に該当しますが、農業振興整備計画の軽微変更を行い、用途が農業用施設になっております。農業振興計画で指定した用途にする場合には、例外的に転用許可できるとされています。</p> <p>申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接農地は、申請者及び申請者の親族が所有しており、営農に支障はありませんが、土盛りの堤防を設置し、土砂の流出を防止すること。</p> <p>雨水は敷地内に砂利を敷き、自然浸透で処理することを確認しています。 なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>去る1月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、申請人の農機具等を置くため、倉庫及び農機具置場を設置したいとするものです。</p> <p>今回の申請について問題ないものと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【安原委員 挙手】</p>
議長	<p>5番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>今回の申請に至るまでの経緯について、説明いただけますか。</p>
申請人	<p>事業計画書の方で報告はさせていただいておりますが、土地の選定理由については、自宅から一番近い場所がここであるということで、4条の申請を出させていただきました。</p> <p>農業振興地域整備計画の軽微変更につきましては、昨年7月ごろに許可をいただいております。土地改良の方につきましても、支区長さんからの同意や、土地改良区へ除外金も支払いまして、手続き的には農振法の関係と、道路の関係についても査定等も含めまして、占有許可の申請となっておりますので、最後の手続きが農地法だけ残っている形でございます。お取り計らいをよろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>安原委員、よろしいですか。</p>
安原委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

	<p>【間野委員 挙手】</p>
議長	12番 間野委員どうぞ。
間野委員	<p>12番 間野です。</p> <p>かなり大きな場所だと思うのですが、トラクターや耕うん機がいっぱいありますけれども、今はどこへ格納されているのでしょうか。</p>
申請人	<p>29日の現地調査の時も報告させていただいておりますが、現在はこの隣接地にブルーシートを機械にかぶせて、半年ほどこの状態になっております。ですから、許可をいただければ早急に建築をする予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	間野委員、よろしいですか。
間野委員	はい。
議長	他に質疑ありませんか。
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦勞様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p>
申請人	ありがとうございました。
	<p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	討論なしと認め、討論を終わります。

	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第3条の件， 1番について，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件は，1月29日，地区担当の市川委員，黒澤推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図3ページをご覧ください。佐山大山台及び干場台の畑2筆で，佐山橋からそれぞれ南約370メートル，南約610メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は，土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は，従事日数が300日ですので，150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は，現在の耕作面積は29,565平方メートルですので，すでに30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因は無く，問題はありません。</p> <p>なお，添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川です。</p>

<p>議長</p>	<p>去る1月29日に現地調査を行いました。 現地は畑として、適切に管理されておりました。 本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとする ものです。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、 許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p> <p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委 員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり許可することに決 定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号2番から4番について、審議及び採決を行います。委員 が申請に関係しています。議案に関係する委員については、農業委員会 等に関する法律第31条及び八千代市農業委員会会議規則第20条の規定に より、議事に参与することができないとされていますが、説明等のために 出席することは差し支えないことから、当該委員には質疑まで出席してい ただき、討論・採決の際に退室していただきますので、ご了承願います。 それでは、2番から4番について、事務局より概要の説明を願います。</p>

<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（2番から4番）</p> <p>本件は、1月29日、地区担当の齋藤委員、櫻井推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図4ページをご覧ください。麦丸高野堀込の畑1筆で、城橋の西約810メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の贈与取得で、現在、譲渡人が所有している申請地を4人の共有名義にし、農地への共通進入路として使用したいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準については、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題はありません。</p> <p>農作業常時従事要件の、従事日数は申請番号2番が250日、3番が180日、4番が180日ですので、それぞれ150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は申請番号2番が19,607平方メートル、3番の現在の耕作面積は6,301平方メートル、4番の現在の耕作面積は12,842.62平方メートル、ですので、それぞれ30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>
<p>市川委員</p>	<p>1番 市川です。</p> <p>去る1月29日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明のあったとおり、譲渡人が所有している申請地を4人の共有名義にし、農地への共通進入路として使用したいとするものですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。</p>
議長	<p>【当該委員 退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第2号の2番から4番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の2番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の2番から4番については、原案のとおり許可することに決定しました。 当該委員、入室願います。</p>
議長	<p>【当該委員 入室】</p> <p>議事を進めます。 ●議案第3号 農用地利用集積計画審議の件、については申請が3件ですが、委員が申請番号1番の申請に関係しています。このため、申請番号1番の審議・採決を行った後、申請番号2番及び3番の審議・採決を行います。 なお、議案第2号の時と同様に、当該委員には質疑まで出席していただき、討論・採決の際に退室していただきますので、ご了承願います。 それでは、1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>

局長	<p>お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和3年第2回総会議案第3号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容は、場所は吉橋居廻及び池ノ下の田7筆で、睦橋からそれぞれ西約120メートル、西約370メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の新規設定です。期間は1年となっています。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【安原委員 挙手】</p>
議長	<p>5番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>地図を見ると6筆なのですが、もう1筆はどちらですか。</p>
議長	<p>事務局わかりますか。</p>
事務局	<p>案内図に1筆記載漏れがありました。</p> <p>図の左端の真ん中から伸びている農道沿いに、もう1筆ございます。</p> <p>申し訳ありません。</p>
議長	<p>安原委員、よろしいですか。</p>
安原委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>私からお聞きしたいのですが、農事組合法人桑納川は、いつ設立して何人くらい組合員がいるのですか。</p>
事務局	<p>法人の登記簿と定款をいただいております、役員が9名、設立は令和</p>

	2年10月28日です。
議長	そうすると、今回は当該委員の土地だけを法人に貸すということだけでも、他の人達についてはどういうふうになっていくのですか。
事務局	土地改良事業が終わった後に、田んぼを法人桑納川で借り受けるという形になっているのですが、はじめにネギを試験的に栽培するとのことで、そのために一度当該委員の土地を一部提供いただいて使うということになっておりますので、実際に土地改良事業が終わったら、土地をまとめて法人桑納川の方で借り受けるという形になります。
議長	ネギを試験的に作るということですね。では、他の人が土地を提供するということはまだないということですね。 当該委員そういうことでよろしいですか。
当該委員	はい。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室願います。 【当該委員 退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第3号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第3号の1番については，原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>当該委員，入室願います。</p>
議長	<p>【当該委員 入室】</p> <p>議事を進めます。</p> <p>次に，申請番号2番及び3番について，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番及び3番）</p> <p>続きまして，案内図の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容は，場所は米本赤作の畑3筆で，阿蘇中学校から西約160メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は，使用貸借権の再設定です。期間は1年となっています。</p> <p>貸出人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の，「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，従事日数は300日となっており，150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号の2番及び3番について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の2番及び3番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の2番及び3番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、 事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、 事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番及び2番）</p>
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、</p>

	事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から5番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、意見書策定委員会より報告がありますので、委員長の市川委員から報告願います。
市川委員	<p>意見書策定委員長の市川です。</p> <p>令和2年10月14日に提出いたしました「令和3年度 八千代市農業施策に関する意見書」に対する回答が令和3年1月27日付けでありましたので、ご報告いたします。</p> <p>回答の概要について、皆様のお手元に配布してあります「令和3年度 八千代市農業施策に関する意見書について（回答）」をご覧ください。会長あての鑑文があり、次のページからが回答の本文となっております。</p> <p>まず、項目1「遊休農地対策及び担い手の確保について」では、市独自の補助事業を創設するよう要請しましたが、「他市の状況を鑑み、補助が可能な検討する」ということです。</p> <p>項目2「有害鳥獣対策について」では、防災網の設置費用に対する県の補助に加え、市による上乗せの補助事業の創設を要請しましたが、「予算要求したものの、配分に至らなかった」ということです。</p> <p>項目3「農業交流センターについて」では、農業者の経営意欲増進などのために利用する場合、農産物販売所及び喫茶コーナーについての利用料を減免するよう要請をしましたが、質問に対する回答になっていませんでした。</p> <p>項目4「人・農地プランについて」では、地域での協議の場の設置の促進、機構集積協力金の予算確保の要請をしましたが、「人・農地プランが実質化された地域から予算要求を行っていく」とのことです。</p> <p>以上が回答の概要となりますが、電気柵設置に対する補助について、市は農産物に被害が出ていないと認識しているなど、問題点がいくつか確認されました。</p> <p>今後、意見書策定委員会を開催し、内容の確認を行ってまいります。なお、広報委員会からも報告があると思いますが、回答は農業委員会だより3月号に掲載予定です。</p> <p>説明は以上となります。</p>

議長	市川委員長ありがとうございました。意見書策定委員会の委員の皆さんは、今後対応をお願いします。
議長	次に、第5回広報委員会が開催されましたので、黒澤推進委員から報告願います。
黒澤 推進委員	<p>推進委員の黒澤です。</p> <p>前回の総会終了後に、第5回の広報委員会を開催いたしました。</p> <p>第46号の記事の校正と変更ということです。当初、表紙部分が農家の方のインタビュー記事の掲載を予定しておりましたが、二件インタビューの交渉を行いました。一件はまだ軌道に乗っていないということ、もう一件は、11月号の記事にした方が見合うのではないかとということで、今回は見送りとなりました。変更後の表紙は、人・農地プランについてとなっております。あとは、発行までのスケジュールの確認などをいたしました。</p> <p>本日お手元に、3月に発行します第46号の農業委員会だよりの変更案を配布してありますので、ご覧いただければと思います。3月の総会後に委員さんから農家の方へ配布をお願いする予定であります。よろしくお願います。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>黒澤推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業者年金加入推進対策会議の開催予定について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <p>3月8日（月）午後1時30分から 福祉センター4階 第3・第4会議室</p>

議長	<p>○次回の現地調査について</p> <p>3月1日（月）</p> <p>担当委員：黒崎委員，島村委員</p> <p>午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>以上で令和3年第2回総会を閉会します。</p>
----	--